

議案第 80 号

指定管理者の指定について

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項の規定により、公の施設の管理を行わせる者を別紙のとおり指定するものとする。

令和 3 年 11 月 30 日提出

北名古屋市長 長 瀬 保

提案理由

この案を提出するのは、北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家の指定管理者を指定するため必要があるからである。

北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家指定管理者

- 1 指定に係る施設の名称
北名古屋市高齢者活動センターふれあいの家
- 2 指定の相手方
北名古屋市西之保中社 8 番地
公益社団法人北名古屋市シルバー人材センター
会長 海 川 和 行
- 3 指定の期間
令和 4 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで